

福岡県公報

平成20年12月5日
第 2 9 0 5 号

目 次

告 示 (第1972号 - 第1989号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	3
家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求	(畜産課)	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	4
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	6
公 告			
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	6

平成20年度福岡県ふぐ処理師試験の実施	(保健衛生課)	6
福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企画交通課)	8
福岡県庁舎食堂事業の運営に係る提案の募集	(総務事務センター)	8

告 示

福岡県告示第1972号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字田中宇ムタ245 - 1、245 - 2、245 - 6 及び245 - 7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡篠栗町大字田中174番地3
城戸 芳成

福岡県告示第1973号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市下大利5丁目855 - 37、855 - 48、855 - 51から855 - 55まで、860 - 2 及び860 - 10から860 - 23まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区東入部3丁目3 - 7 - 101
有限会社 ヒロ・プランニング 代表取締役 松下 文代

福岡県告示第1974号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルキョウ杷木店
- (2) 所在地 福岡県朝倉市杷木池田533 - 1

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他
意見なし

福岡県告示第1975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	荒 木 停 車 場 線	前	久留米市荒木町1436番2先から 久留米市荒木町1435番2先まで	4.8 ～ 7.2	14.0
			後	同上	5.3 ～ 10.5	
久留米	県 道	北 川 内 草 野 線	前	久留米市草野町吉木2730番1先から 久留米市草野町吉木2730番2先まで	6.3 ～ 19.4	264.0
			後	同上	9.6 ～ 33.3	

福岡県告示第1976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市大力1071番先から 嘉麻市大力1106番2先まで	12.0 ～ 85.0	200.0
			後	同上	12.0 ～ 85.0	200.0
飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市泉河内1711番先から 嘉麻市泉河内1717番1先まで	9.1 ～ 26.1	124.5
			後	同上	9.1 ～ 42.7	124.5

福岡県告示第1977号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
前原市土地改良区 犀川東部土地改良区	平成20年11月25日

福岡県告示第1978号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、家きんの所有者（1農場当たりの飼養羽数が100羽以上の所有者）に対して、必要な報告を求めることとするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第58条ただし書の規定により次のように公示する。

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求（平成17年福岡県告示第2052号）は廃止する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザを予防するため
- 2 報告すべき事項
農場についての月曜日から日曜日までの週ごとの飼養羽数、死亡羽数その他参考事項
- 3 報告書の提出期限
毎月10日
- 4 その他必要な事項
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、3にかかわらず直ちにその旨及び参考となる事項を報告すること。
 - (2) 提出先は、管轄家畜保健衛生所とする。

福岡県告示第1979号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
八女郡矢部村大字北矢部字秋伐駒坪2038の12、2038の13
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
八女郡矢部村大字北矢部字秋伐駒坪1998の4から1998の6まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	福光線	前	朝倉市福光358番2先から 朝倉市福光429番2先まで	6.2 ~ 11.0	180.9
			後	同上	8.0 ~ 13.2	180.0
			後	同上	8.0 ~ 12.0	185.1

福岡県告示第1981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

朝倉	殖入 甘木	木 地 線 木
		朝倉市石成988番2先から 朝倉市中島田1133番2先まで

福岡県告示第1982号

解散した清算法人藤山土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
寺崎 忠雄	久留米市藤山町1165番地
草場 正義	" 高良内町4589番地
中尾 努	" 藤山町1344番地
中村 恆彦	" " 1286番地
中尾 辰市	" " 1253番地
中村 光則	" " 1052番地
青木 千鶴子	" " 1149番地
中尾 輝男	" " 774番地1
和智 成一	" " 217番地10
案納 豊	" 高良内町4444番地

福岡県告示第1983号

解散した清算法人大刀洗西部第二土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
柳 正 嗣	三井郡大刀洗町大字下高橋3936番地 2
古 賀 倬 馬	" " " 3824番地
石 内 彪	" " " 1070番地
一 木 治 男	" " " 3326番地
北 原 一 男	" " " 3791番地 1
堀 内 康 好	" " " 3821番地 1

福岡県告示第1984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	山 田 宮 線	前	糟屋郡新宮町大字立花口 1071番 1 先から 糟屋郡新宮町大字原上133 番 2 先まで	12.5 ~ 15.0	84.0
			後	同上	12.5 ~ 34.8	84.0

福岡県告示第1985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗 像	飯 塚 線 福 間	福津市上西郷528番 1 先から 福津市上西郷504番 7 先まで

福岡県告示第1986号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川横瀬字ウド558の2（次の図に示す部分に限る。）、558の3、572の2、572の3、573の2から573の4まで、574の5、574の7、574の8、576の2・576の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、576の12、576の13、593の3
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1987号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字田刈1106番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区香椎6丁目42番17号
朝陽産業株式会社 代表取締役 朝長 俊治

福岡県告示第1988号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市杉塚3丁目139-1及び187-3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区長浜2丁目1番5号
トヨタカーラ福岡株式会社 取締役社長 有田 耕一

福岡県告示第1989号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字上ノ台1104の16
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
有限会社クレスト 白土 正享	福岡市博多区博多駅東1丁目12番26号 岩瀬ビル301号	福岡県知事 (1)第08381号 平成18年3月15日	平成20年11月5日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の6第1項第1号
エルフ 豊久 直美	福岡市東区原田1丁目41番12号 フリューゲル博多東1階	福岡県知事 (1)第08503号 平成19年5月15日	同上	同上
キャッシングのふくれん 金 雄祐（金光 雄祐）	福岡市東区唐原4丁目11番20号 グランバリエ唐原102号	福岡県知事 (1)第08348号 平成17年11月15日	同上	同上
NAOリース 野中 一也	久留米市野中町1185番地1 アメニティハイツ 杏栄館101号	福岡県知事 (N1)第08365号 平成18年1月16日	平成20年11月14日 登録取消処分	同上

公告

平成20年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日 時		科 目	場 所
平成21年3月3日（火曜日）	午前9時～ 午前9時40分	受付及び注意事項説明	福岡市中央区平尾2丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時40分～午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時～ 午後5時	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申込前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所

西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活支援課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812 - 8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名記載のもの）

外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申込前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成21年1月5日（月曜日）から平成21年1月19日（月曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成21年1月19日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成21年3月25日（水曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示し、県公報に登載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

平成20年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第3回）が次のように公開されるので、公告する。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成20年12月16日午後2時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 特3会議室

3 予定議案

(1) ダム事業（伊良原ダム）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県県土整備部企画交通課企画係（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3696）

公告

次のとおり福岡県庁舎行政棟地下1階の食堂の事業の運営に係る提案を募集します。

平成20年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県庁舎食堂事業の運営に係る提案（詳細は、募集要項によるほか、内覧会及び説明会を開催する。）

2 提案資格

提案できる者は、次の条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 現在、県内に本店、支店又は事業所を有し食堂等飲食に関する営業を行っていること。
- (2) 食堂等の営業に関し、3年以上の経験と実績を有していること。
- (3) 法人事業税及び法人県民税のいずれも滞納していないこと。
- (4) 過去3年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 法人としての経営状況が健全で、県庁舎における食堂事業を安定的に継続することが出来ること。
- (6) 過去3年間において、県の指名停止を受けたことがなく、県との契約において業務を履行するにあたり関係法令等を遵守し誠実に履行していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までの規定に該当しない者であること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター福利厚生班
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 643 - 3046

(2) 募集要項の交付

福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、次のとおり交付する。

ア 期間

この公告の日から平成20年12月24日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 内覧会及び説明会

ア 日時

平成20年12月20日（土）午前10時から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 食堂

ウ 注意事項

事前予約を必要とする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成21年1月5日（月）午後5時まで（時間厳守のこと。）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）